

小樽商科大学における「独占禁止法教室」（オンライン方式）の開催について

令和 7 年 7 月 4 日
公正取引委員会事務総局
北海道事務所

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

なお、今回の独占禁止法教室は、オンライン方式により実施します。

記

- 1 日 時 令和7年7月11日（金）
2 講 目 10：30～12：00
- 2 講 師 公正取引委員会事務総局職員
- 3 対象者 商学部 学生
- 4 内 容 独占禁止法等について

※ 今回の独占禁止法教室の取材については、北海道事務所で対応いたしますので、以下の問い合わせ先へ御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局北海道事務所 総務課
	電話 011-231-6300（代表）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解していただきたいと考えております。そこで、公正取引委員会では、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しております。

授業内容（例）

※授業内容は、学校の御要望をお伺いした上で決定します。

大学向けの独占禁止法教室は、通常の講座（例：「独占禁止法」、「経済法」、「産業組織論」、「産業経済学」など）や外部講師による特別講座などの一コマへ、公正取引委員会の職員を派遣して開催する出前授業です。

競争法の目的や学生の将来の進路と学生が将来の進路において直面する独占禁止法上の関係について講義し、学生からの質問にお答えします。



※ 授業構成は、学校の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校の御都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討いたします。

※ 講師謝金は必要ありません。

北海道地区における開催校（令和6年度）

北海道大学、北海道科学大学、北海商科大学、小樽商科大学、北海学園大学（2回）、札幌龍谷学園高等学校、北海道教育大学附属函館中学校、北海道芽室高等学校、芽室町立芽室中学校、札幌学院大学、北星学園大学

◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

年 度	中学校	高等学校	大学等
R4年度	51回	29回	140回
R5年度	54回	36回	143回
R6年度	50回	46回	143回

【問い合わせ先】

公正取引委員会北海道事務所

総務課 担当：松原、大島、澤崎

TEL 011-231-6300